

令和5年度

定期監査結果報告書

門真市監査委員

I. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項による。）

II. 監査の対象部局 【保健福祉部】

監査対象の保健福祉部の内部組織及び分掌事務は、次のとおりである。
（機構図による）

課 名	グループ、所管施設及び所管委員会
福祉政策課	なし
健康増進課	管理・医療グループ 健康増進グループ
保護課	給付グループ 保護第1グループ 保護第2グループ 保護第3グループ 保護第4グループ
障がい福祉課	給付・医療グループ 支援グループ
高齢福祉課	高齢介護グループ 介護保険準備グループ
健康保険課	管理グループ 保険窓口グループ

（保健福祉部の分掌事務）

- （1） 保健及び福祉に係る計画及び調整に関すること。
- （2） 地域福祉に関すること。
- （3） 健康増進に関すること。
- （4） 健康及び福祉の増進に係る施設に関すること。
- （5） 生活保護に関すること。
- （6） 障がい者（児）福祉に関すること。
- （7） 高齢者福祉に関すること。
- （8） 介護保険（介護保険料の徴収に関することを除く。）に関すること。
- （9） 国民健康保険及び高齢者医療（保険料の徴収に関することを除く。）に関すること。

Ⅲ. 監査の着眼点

監査にあたっては、令和4年度の歳入歳出予算及び事務事業を対象とした。

その中でも、主に各種事務事業の財務手続きから生じるリスクに着目し、事務の執行が関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

Ⅳ. 監査の主な実施内容

定期監査は、門真市監査基準に基づき実施した。

また、提出された関係資料の点検や担当職員からの説明を聴取し、その他必要な項目等について慎重に監査を行った。

Ⅴ. 監査の実施場所及び日程

実施場所 門真市役所別館3階 第3会議室

日 程 予備監査 令和5年8月21日から同年9月29日まで

本監査日 令和5年10月26日

Ⅵ. 各課への主な質問事項・監査委員の意見

〔福祉政策課〕

問1 電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コピー機レンタルの請書の履行条件等において、「別紙仕様書のとおり」と記載があるが、仕様書が添付されていなかった。

また、契約起案には個人情報取扱特記事項の記載があるものの、請書に添付されていないが、いずれも添付が必要なのではないか。

答 仕様書及び個人情報取扱特記事項については、請書への仕様書の添付確認が漏れていた。

今後は添付されているか確認を行うよう適正な事務執行に努める。

＜監査委員の意見＞

適正な事務執行に努められたい。

問 2 令和 4 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として10万円を給付後、修正申告を行ったことにより給付対象外となり、返還するよう督促している事例があった。既に給付した10万円は使用済みで返還できない旨を申し出ているとの記録があるが、その後返還はなされたのか。

また、令和 4 年度における同給付金の返還金発生件数、返還額及び未返還金がある場合の債権回収方法は。

答 返還決定後、文書や電話による督促等を複数回行っているが、現時点で返還には至っていない。

返還発生件数については、当該案件の 1 件のみであり、債権回収方法は、2 か月から 3 か月ごとに催促状の送付及び電話による催促を行っている。

今後についても、本人の収入状況等を踏まえながら、分割納付なども含め、引き続き債権回収に努める。

<監査委員の意見>

引き続き、督促状の送付や電話等の対応を継続的に実施し、債権の全額返還に至るよう努められたい。

問 3 門真市中国残留邦人等地域生活支援業務委託契約における仕様書内の実施回数を 2 回から 1 回へ変更したことに伴い、契約金額が減額となり、変更契約を締結しているが、変更契約書に仕様書が添付されていない。添付が必要なのではないか。

また、同変更契約書に1,000円の収入印紙が貼られているが、契約金額の減額かつ変更前の契約金額と変更後の契約金額の双方が記載されていることにより契約金額の差額が明らかであるため、収入印紙の額は200円であると思うが、収入印紙の額について税務署に確認はしているか。

答 変更仕様書について、変更契約書への仕様書の添付確認が漏れていたため、今後は添付されているか確認を行うよう適正な事務執行に努める。

収入印紙の額について受託者に確認したところ、税務署には確認しておらず、本市でも金額の確認等を行っていない。

過誤納付については還付手続き等の案内を受託者に行うとともに、今後は適正な納付がなされるよう、契約書類が受託者から提出された際には、納税額に過不足がないか確認していく。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

問 4 門真市援護資金貸付要綱第 2 条第 1 項第 2 号で「その者の世帯の総収入が生活保護法による保護の基準に規定する保護基準額の 1.5 倍に満たない者」であることが援護資金の貸付要件の一つとなっており、世帯主の預金通帳の写しを徴取しているが、世帯の一員である高校生や大学生の収入について聞き取りや確認をしていないケースが見受けられた。世帯の総収入を確認する方法として、世帯主のみの預金通帳の写しを提出させることは適切なのか。

また、令和 4 年度における同貸付金の返還金発生件数、返還額、未返還金がある場合の債権回収方法及び免責事項の有無は。

答 援護資金の申請にあたっては、相談及び申請の窓口である門真市社会福祉協議会において、世帯員も含めた世帯の総収入について聞き取りしているが、調査書等への記録が漏れていたことに加えて、収入がない旨を聞き取った就学中である世帯員の通帳の写し等については提出を求めていなかった。

今後はより正確な審査を行うため、世帯員全員の預金通帳等の写しも提出を求めるよう改めるとともに、聞き取りの内容を遺漏なく記録に残すよう是正していく。

令和 4 年度の援護資金貸付件数は 3 件、貸付金額は 4 万 5,000 円であり、全額返還されたため、未返還金はない。

未返還金の債権回収方法については、文書による催促を年間 3 回、電話による催促を随時行っている。

免責事項は、借受人の自己破産による場合、単身世帯の借受人が死亡した場合、消滅時効の期間経過後、債務者が時効の援用を行った場合としている。

<監査委員の意見>

相談及び申請業務の窓口である社会福祉協議会とともに、事務改善に取り組み、支援が必要な人への援護資金となるよう適正な事務執行に努められたい。

〔健康増進課〕

問 1 以下の契約書に収入印紙が貼られていないが、収入印紙が不要かどうかを税務署に確認しているか。

- ①令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種業務委託
- ②新型コロナワクチン接種専用コールセンターフリーダイヤルサービス提供業務委託
- ③新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託
(7月29日契約分、9月30日契約分)
- ④歯科機器保守点検業務委託
- ⑤門真市献血推進事業業務委託
- ⑥門真市保健福祉センター診療所歯科レセプトコンピューター一式保守点検業務委託
- ⑦医科レセプトコンピューターシステム一式保守点検業務委託

答 ①当該契約は、医療機関に対し新型コロナワクチン接種の実施を目的に委託する準委任契約であることから、不課税文書となり、収入印紙は不要であることを税務署に確認している。

②当該契約は、フリーサービスの提供を目的に実施する準委任契約であることから、不課税文書となり、収入印紙は不要であることを受託者より確認している。

③当該契約は、コールセンターにおける相談等への対応を目的に実施する準委任契約であることから、不課税文書となり、収入印紙は不要であることを受託者より確認している。

⑤受託者が所管税務署に平成28年に収入印紙が必要か否かの確認を行い、印紙不要との確認報告を受けている。

④⑥⑦当該契約については、収入印紙が必要であることを認識していたが、受託者に貼付の必要性の説明及びその確認が漏れていた。

受注者に適切な対応が行われるよう協議を行い、今後再発防止に努める。

＜監査委員の意見＞

一部において確認漏れとなっているものも存在していることから、引き続き、受託者を通じて所管税務署に収入印紙の必要の有無を確認していくよう努められたい。

問 2 門真市保健福祉センター電話交換設備賃貸借契約はリース契約であるためか契約書に収入印紙が貼られていないが、仕様書内に保証・保守について記載があるため請負契約となる可能性がある。税務署に収入印紙が不要かどうか確認しているか。

また、仕様書において、「定期点検は月 1 回以上行い、保守作業及び定期点検終了後報告書を提出すること。」と記載しているが、電話交換設備リース保守のファイルには報告書が保管されていない。報告書は受領しているか。

答 当該契約は、一部保守が含まれているが、電話交換設備の貸借が主目的であることから、不課税文書となり、収入印紙は不要であることを受託者より税務署に確認している。

報告書は毎月受領し、收受後、報告書としてまとめて別で保管していたが、当該ファイルに保管しておく。

＜監査委員の意見＞

保管方法など適正な事務執行に努められたい。

問 3 出産・子育て応援給付金システム改修業務委託契約書に個人情報取扱特記事項が合綴されていないが、別途ファイル等で保管しているか。

また、仕様書において、出産・子育て応援交付金対応に伴う要件定義書等を納品するよう記載されているものの、同業務委託のファイル内には保管されていないが要件定義書等は受領しているか。

答 個人情報取扱特記事項については、別紙として相手方へ送付のみしていたため、契約書に添付し同ファイル内に保管しておく。

要件定義書等についてはデータで受領しているが、データを印刷し同ファイル内に保存しておく。

＜監査委員の意見＞

保管方法など適正な事務執行に努められたい。

問 4 門真市保健福祉センター雨水貯留槽等清掃委託業務の契約相手方が4者となっているものの、A社との契約書がファイルに保管されていないが、別途ファイル等で保管しているか。

また、仕様書において業務完了後すみやかに報告書を提出することと記載されているものの、同委託業務のファイルでは確認できなかったが、報告書は受領しているか。

答 当該契約書については、同じファイル内に保管しているべきところ見当たらないため、現在確認している。

報告書は毎月受領し、收受後、報告書としてまとめて別で保管していたが、当該ファイルに保管しておく。

＜監査委員の意見＞

当該契約書は別の場所に保管していたことが判明したと後刻報告を受けたが、契約書や報告書などの保管場所が異なることで、書類の紛失等の重大事案につながることはないよう、保管方法などの検討を行い適正な事務執行に努められたい。

問 5 新型コロナウイルスワクチン集団接種業務委託②については、変更契約を締結しており、変更契約書に「別紙特記仕様書のとおり実施するものとする。」との記載があるものの、特記仕様書が添付されていないが、添付が必要なのではないか。

答 当該仕様書については、別紙として相手方へ送付のみしていたが、当該仕様書データを印字し、変更契約書に添付し同ファイル内に保管しておく。

＜監査委員の意見＞

保管方法など適正な事務執行に努められたい。

問 6 歯科レセプトコンピューター一式保守点検業務委託の請書に仕様書及び個人情報取扱特記事項が添付されていないが、添付が必要なのではないか。

答 当該仕様書及び個人情報取扱特記事項については、別紙として相手方へ送付のみしていたが、仕様書及びデータを印字し、請書に添付し同ファイル内に別紙として保管しておく。

＜監査委員の意見＞

保管方法など適正な事務執行に努められたい。

問 7 門真市乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)事業業務委託について、個人契約(ファミリー・サポート・センターの協力会員で、訪問員研修を受講した者)で生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭に全戸訪問する事業を実施しているが、訪問後に支援が必要なケースが出てきた場合の対応フロー及びその支援実績は。

答 訪問員が訪問した後に、支援が必要と思われるケースが出てきた場合は、保健師または助産師が対応している。

令和4年度は、支援が必要となった人は1件で、保健師が訪問で対応した。

＜監査委員の意見＞

乳児家庭への全戸訪問については、子育てに不安を抱える保護者の孤立や児童虐待を未然に防止する観点からも非常に有意義な事業である。

助産師の新生児訪問とともに、引き続き支援を必要とする家庭へ円滑に行き届くよう、訪問・支援等の対応に努められたい。

問 8 健康教育保育士報償費の予算現額10万円に対して、令和4年度の執行率が5%となっているが、健康教育保育士の概要及び利用者数の想定は。

答 保育士の業務内容は、子育て世代の人が教室に参加しやすいように、子どもを預かる役割である。

利用者数は、1回あたり5から6名の保育希望者があると想定していたが、コロナの影響により、調理実習を中止して半日の教室に変更したり、利用者も少なく保育希望者も9回中1回のみであったため、執行率が5%となった。

＜監査委員の意見＞

子育て世代の保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えつつ、教室等への参加を断念することがないよう、引き続き支援に努められたい。

〔保護課〕

問 1 保護課における年間の超過勤務時間数については、職員によって0時間から408時間と、かなり開きがあるが、この原因は。

また、平準化を図ることはできないのか。

答 ケースワーク業務については、保護第1から保護第4グループを編成し各グル

ープがほぼ同ケース数となるよう担当地区を割り当て、ケースワーク業務と査察指導業務に分かれて事務分担処理を行い、それぞれ業務の平準化を図っている。

超過勤務時間数に開きがある主な原因については、個別性において処遇困難ケース数の多寡やケースワーク業務の経験年数等によって事務の遂行に差異が生じていることや、時短勤務等で超過勤務をしづらい職員がいることにより、超過勤務時間数に開きが生じたものと考えている。

今後についても、特定の職員に負担が偏重しないようチームとしてのサポート体制を継続するよう努める。

＜監査委員の意見＞

個々の事務の遂行及び対応内容等により差異が生じていることは、一定やむを得ないことと判断するが、特定の職員に偏った負担が継続することは、少なからず心身への影響も懸念されることから、課全体の課題としてサポート体制の充実に引き続き努められたい。

問 2－1 収入の未申告等により発生した生活保護法第78条の費用徴収金の未納額が1,400万円以上あるケースも散見されたが、本件における不正受給発覚の経緯及び発覚後から現在に至るまでの経過は。

また、被保護者の預金等の財産状況について、定期的に調査しているか。費用徴収金の徴収フローは。

答 不正就労の通報があり、被保護者から聴取した結果、未申告就労を認めたため不正受給となった。

費用徴収金が多額であり、一括納付は難しいことから、分割納付を認めていたが、納付が滞ったため令和2年度に催告書を送付したところ、本人から架電があり、失業し支払いできない状況にあることを把握した。その後は毎年催告書を送付し、債務承認書の徴収を継続している。

また、被保護者の資産状況については、国通知において、年に1度資産申告書を徴収することとされていたため、継続的な調査を行っている。

費用徴収金については、「不正発覚、29条調査、費用徴収金起案、債権確定、徴収」というフローとなっている。

＜監査委員の意見＞

不正受給による費用徴収については、金額の大小にかかわらず、完済となるまで徴収を行う必要があるが、一括納付が困難な被保護者については分割での納付を認めていることから、多年にわたるケースも散見される。

そのため、担当者が交代した場合においても、次の担当者が引き続き費用の徴収

を滞りなく実施できるようにそれまでの経緯等を残すなど、適切な事務執行に努められたい。

問 2－2 平成26年の法改正により同法第78条の徴収金には自力執行権が付与され、強制徴収公債権となっているが、直近3年間の差押による徴収実施状況は。

答 保護受給中や受給していた者であるため、差押できる財産を保有していない状況等もあり、これまで差押は行っていない。

＜監査委員の意見＞

現在、1年に1度の資産申告書の徴収において資産状況の確認をしているとのことだが、被保護者の返済資力については定期的に調査することを検討し、資力がある場合には差押による徴収の実施も踏まえた適正な事務執行を図られたい。

問 3 行旅死亡人葬祭等業務委託契約書に収入印紙が貼られていないが、税務署に収入印紙が不要かどうかを確認しているか。

答 税務署に確認したところ、収入印紙は必要であるとのことだったため、受託者に依頼し貼付してもらった。

今後、委託契約を締結する際には、収入印紙の貼付漏れを含め、適切な内容となるよう確認していく。

＜監査委員の意見＞

適正な事務執行に努められたい。

問 4 後期高齢者医療保険から支出される葬祭費5万円を葬祭扶助費へ充当するための申請起案に、火葬等の費用金額のわかる葬祭扶助費明細書が添付されていないが、決裁時にはどのように確認したか。

答 決裁時には、明細書の原本を添付し確認している。

決裁後、保管の際に写しの添付が漏れていたため、写しを添付した。

今後は保管の際に写しが添付されているか確認し、適正な事務執行に努める。

＜監査委員の意見＞

保管方法など適正な事務執行に努められたい。

〔障がい福祉課〕

問 1 令和3年度及び令和4年度の超過勤務命令については、特定の職員の超過勤務が2年連続して年間300時間を超えており、超過勤務をしていない者との乖離が大きい状況であるため、同所属の他の職員と業務内容や量の違いがあれば、平準化すべきであると考えているが、業務内容の乖離が大きい理由は。

答 課内における担当業務を決めるにあたっては、平準化を考慮した業務分担としているが、令和3年度より19名の正規職員のうち、ここ数年、恒常的に3から4名が部分休業を取得していることに加え、病休取得や年度途中退職者等、職員体制が不安定な状況が継続しているため、在課年数が長く、課の業務に精通している職員に負担が偏重し、超過勤務時間の乖離に繋がっている。

＜監査委員の意見＞

課内職員の状況により、職員間の業務負担が異なることは、一定やむを得ないことと判断するが、在課年数が長い特定の職員に偏った負担が継続することは、少なからず心身への影響も懸念されることから、課全体の課題として業務量の平準化に向けた取り組みに、引き続き努められたい。

問 2 補装具費支給決定通知書について、利用者負担額が月額負担上限額を超える申請が2件あるが、上限額を上回る決定となった理由は。

答 1件目のケースについては、課税世帯であり、本来の月額負担上限額は3万7,200円となるところ、通知書の月額負担上限額が入力誤りにより1万3,800円と記載された支給決定通知書を交付した。利用者負担額については、電算システム上は正しい上限額が反映されているため、補装具費用の1割である利用者負担額3万4,521円を負担してもらったものである。今後は適切な事務執行に努める。

2件目のケースについては、課税世帯であり、本来の月額負担上限額は3万7,200円となるところ、通知書の月額負担上限額が入力誤りにより0円と記載された支給決定通知書を交付した。利用者負担額については、電算システム上は正しい上限額が反映されているため、補装具費用の1割である利用者負担額1,180円を負担してもらったものである。今後は適切な事務執行に努める。

＜監査委員の意見＞

利用者への決定通知書は、その制度の決定を示す重要な書類である。

電算システム上は、問題がなく利用者負担額は正しいとの回答だが、利用者が負担上限額を書面で知る方法は、決定通知書がすべてである。

利用者負担額などは、利用者が負担すべき金額を指し示すものであり、利用者への負担に直結するものであることから、その通知の重要性を再認識し、入力誤り等のケアレスミスにより、行政への不信感につながることをないように、適正な事務執行の徹底に努められたい。

問 3 障害者等日常生活用具（ストマ用装置）給付申請書の申請日付が令和4年8月31日、補装具の見積日が同年9月5日、世帯の所得状況等の確認日が同年6月30日となっており、申請日より前に確認し、申請後に見積書を徴取したこととなっているが、負担上限額決定の時系列に問題はないか。

答 障害者等日常生活用具の内ストマ装具の支給者に対しては、定例として9月と3月を目途に、半年に1回申請及び受付事務を実施している。

9月の申請時期に合わせ、事前に対象者の抽出及び申請書類の作成等準備する中で、本来空白であるべき申請書類の確認日欄に誤って書類の作成日が印字されたもので、本来なら8月31日の申請日以降の世帯の所得状況等を確認した日付が記入されるべきものである。

今年度からは、申請書作成の際に確認日が印字されないようにシステム処理を行い、誤印字の回避に努めている。

＜監査委員の意見＞

適正な事務執行に努められたい。

問 4 令和4年度自立支援医療（更生医療）府費負担金に係る交付申請について、本市より当初交付申請額として提出をした額と大阪府の交付決定額に差が生じている。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条の規定に基づき支給が決定されれば、本市が申請した額が交付されると思うが、減額決定がなされた理由は。

答 令和4年度について、大阪府の当初予算が不足しており、第1回目で申請額全額の交付決定がされず、交付申請額の95%での交付決定となった。

＜監査委員の意見＞

交付元の理由により減額決定となった旨の書面等や本市の誤申請、誤交付でないことがわかる経緯・経過を保管するなど、適正な事務執行を図られたい。

問 5 令和 4 年度大阪府市町村重度障がい者医療費助成事業費補助金の変更交付について、本市より当初変更交付申請額として提出をした額と大阪府の交付決定額に差が生じている。

減額決定について資料が見受けられなかったが、差が生じた理由は。

答 変更交付申請後に修正箇所があり、大阪府に相談し正しい金額等に修正した交付申請書を再度送付したが、起案の変更交付申請額等の訂正を失念していた。

今後は適正な事務処理に努める。

＜監査委員の意見＞

適正な起案書類等の保管及び事務執行を図られたい。

〔高齢福祉課〕

問 1－1 公益社団法人門真市シルバー人材センターに委託しているシルバーハウジング生活援助員派遣事業の委託内容は、生活指導及び生活相談・入居者の安否確認・一時的な家事援助・緊急時の対応・関係機関等の連絡・その他入居者の日常生活上必要な支援となっているが、令和 4 年度の検査時に確認された各対応実績は。

答 入居者の安否確認は土・日・祭日・年末年始を除き、午前と午後の 1 日 2 回実施しており、令和 4 年度の検査時に確認したその他入居者の日常生活上必要な支援件数については、入居者のコミュニティ活動支援 37 件、団欒室の管理の支援 1 件となっている。

＜監査委員の意見＞

入居者の生活を支える援助員を派遣し、入居者が抱える不安の解消や相談相手となることで、生活の支えとなることが期待できる。

引き続き、事業の安定した運営のため適正な事務執行に努められたい。

問 1－2 門真市ふれあいシルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱第 2 条において、「市長は、派遣事業の一部をデイサービス運営事業を実施する老人福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することができる。」と規定されており、委託先には、生活を送る上で支援が必要な人に対して、福祉サービスを提供する法人など、一定の社会福祉事業の経験のある事業者限定していると認識しているが、シルバー人材センターをそういった事業者位置付けた理由は。

また、派遣員の介護事業での経験等は確認をしているのか。

答 公益社団法人門真市シルバー人材センターは、地域の企業及び自治体等からの業務を請負、社会貢献事業の企画及び運営等を行っているほか、介護保険法の規定に基づく訪問介護事業所の運営も行う等、社会福祉の増進に寄与している法人であるとの認識のもと、当該事業を業務委託している。

なお、当該事業の主な業務については、入居者の安否確認と定めており、委託事業者内での人員確保の観点から、派遣員の介護事業での経験等は、必須としていないが、派遣員の要件として、心身ともに健全で高齢者の福祉について理解及び熱意を有すること等と定めており、派遣員に対しては、法人がバックアップ体制を図っている。

＜監査委員の意見＞

当該事業の主な業務は、入居者の安否確認とされていることから、派遣員の介護事業での経験等は、必須としていないとの回答であるが、安否確認以外に利用者支援も委託内容に含まれており、介護事業の経験等を有している派遣員であることで、より利用者の支援等につながることも考えられる。

今後の利用者支援の在り方についても検討し、引き続き適正な事務執行を図られたい。

問 2 くすのき広域連合高齢者生活支援サービスとは、どのような事業で、どのような活動のため申請を受け付けているのか。

また、くすのき広域連合解散後の対応は。

答 高齢者生活支援サービスは、今後の高齢化や認知症高齢者の増加が懸念される中、行政による介護保険サービスの提供だけでなく、地域の民間企業、NPO法人及びシルバー人材センターなどの多様な主体と連携し、介護保険外サービスにおける高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を図る事業である。

高齢者へ生活支援を提供するサービス協力事業者からの登録申請に基づき、介護が必要となっても老後を安心して過ごすことができる支援の一つとしてくすのき広域連合社会資源情報サイトに登録情報を公開している。

また、くすのき広域連合の解散後についても、本市において、同様の事業内容を継続して実施する予定であり、登録の申請等の方法についても同様である。

＜監査委員の意見＞

介護保険外サービスにおける高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を図る事業であることから、くすのき広域連合の解散後も、同様の事業内容を継続できるように、引き続き適正な実施に努められたい。

〔健康保険課〕

問1 特定疾病認定申請書において、続柄の記載漏れが16件、申請日の記載漏れが2件、受付担当者印漏れが23件見受けられるが、課内における受付後のチェック体制は。

答 続柄については、申請者が本人の場合、省略を認めている。

申請日の記載漏れについては、今後は記載漏れが生じないよう受付時の確認に努める。

受付担当者印漏れについては、窓口受付を担当した職員の押印欄として運用しており、郵送により提出された申請書では担当者の押印を省略していたが、今後は郵送申請であっても担当者が押印するよう努める。

受付後のチェック体制については、窓口申請があればその場で交付するものであることから起案決裁は省略しているが、受付後、担当者が確認し発行するとともに、後刻別の担当者にて改めてチェックを行っている。

＜監査委員の意見＞

適正な事務執行のため、事務改善及びチェック体制の充実に努められたい。

問2 国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）の委任日の日付抜け、（事業主記入用）の事業者証明欄の日付抜け、（医療機関記入用）の日付抜け及び（被保険者記入用）の事業者記入欄の日付抜け等が見受けられるが、課内における受付後のチェック体制は。

答 （世帯主記入用）の世帯主の委任日の日付抜け、（事業主記入用）及び（被保険者記入用）の事業者証明書の日付抜け、（医療機関記入用）の日付抜けについては、今後、記載漏れが生じないよう受付時の確認に努める。

受付後のチェック体制については、担当者が確認し、課長決裁の起案を行っている。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

問3 国民健康保険葬祭費支給申請書の申請日の記載漏れ、委任欄の記名押印漏れが見受けられたが、課内における受付後のチェック体制は。

答 申請日の記載漏れについては、今後は記載漏れが生じないよう受付時の確認に努める。

委任欄の記名押印漏れについては、申請者が門真市福祉事務所長であるものは省略を認めていたが、今後は押印の上、申請するよう伝えている。

受付後のチェック体制については、担当者が確認し、課長決裁の起案を行っている。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

問4 レセプト内容点検契約における一般競争入札の実施要領において、一般競争入札参加申請書の郵送期限は、令和4年4月14日となっているが、A社の同申請書の日付は、同年4月25日となっており、郵送期限後に提出されている。

同社について入札参加資格が「有」となっているが入札参加資格は、どのように確認したか。

また、一般競争入札の実施要領において、郵便入札開札立会人の申込期限は、入札参加資格確認結果公表後の令和4年4月19日から22日となっているが、B社から提出のあった郵便入札開札立会人申込書の日付が令和4年4月7日となっている。

入札参加資格確認を行う前に郵便入札開札申込書が提出され、郵便入札開札立会人として認めていることは、問題ないか。

答 A社の一般競争入札参加申請書については、実際は郵送期限である4月14日より前に提出されていたものの、提出時に同社が誤って開札会の日付を申請日欄に記載していたことが原因であると考えている。

郵送期限より前に提出されていたことの証左については、当該申請書を受理し参加資格の確認を行った起案（文書番号89号）を4月15日に回議していることによる。

しかしながら、申請書の確認が不十分であったことは事実であるため、今後は受理時の確認に努める。

なお、入札参加資格の確認については、令和4年度郵便による一般競争入札実施要領にある入札参加資格を満たしていることを起案・決裁（文書番号89号）におい

て確認している。

また、B社の郵便入札開札立会人申込書については、同社から一般競争入札参加申請書と同時に郵送されたものを健康保険課において保管し、郵便入札開札立会人申込期間到来後に受け付けたものであり、申込期間より前に提出された申込書をもって立会人として認めていたことは不適切であった。

今後はこのようなことが生じないよう各種申請期間内の申込等であるかどうかの確認に努める。

＜監査委員の意見＞

入札参加申請書を締切日以後の日付で受付をしたこと及び立会人の申込期限ではない日付で入札立会人の申込を受付し、立会人と認めたことは、入札自体の公平性を損なう恐れのある重大事案であることを認識し、同様の事象が発生しないようチェック体制の強化を検討するなど適正な事務執行を図られたい。

問5 令和4年度門真市国民健康保険保健指導等業務委託契約変更契約書には200円の収入印紙が貼付されているが、当初の契約書には収入印紙が貼付されていない。当初の契約書にも収入印紙を貼付する必要があるのではないか。

答 収入印紙の貼付について、今回の指摘を受けて受託者に確認したところ、貼付の必要性等について税務署への確認は行っていなかった。

このことから当課より税務署に確認したところ、当該契約は複数単価契約であり、契約内容の実行件数に応じて請負額が決まり、契約締結時において請負金額が定まるものではないことから、印紙税法上は非課税文書に該当し収入印紙の貼付を要する契約ではないことが確認できた。

よって、当初契約及び変更契約のいずれにおいても収入印紙の貼付は不要である。変更契約書に収入印紙が貼付されていた件については、確認が漏れており、過誤納付であることが判明したので、還付手続き等の案内を受託者に行うとともに、今後は適正な納付がなされるよう、契約書類が受託者から提出された際には、収入印紙貼付の必要性及び納税額に過不足がないか確認していく。

＜監査委員の意見＞

受託者の対応に疑問を持ち、疑義が生じた場合には必要な機関に確認するなど、適正な事務執行に努められたい。

問 6－1 国民健康保険減免申請書について、門真市国民健康保険料減免事務取扱要領第2条第1項第2号の減免事由は、「その世帯の当該年中の合計所得金額の見積額が、保険料の賦課基礎となった年の合計所得金額の10分の7に満たないこととなる場合にあっては～」と規定されているが、資料として添付されている令和4年分の源泉徴収票記載の給与収入を加味する必要はないか。

答 第2号減免（所得減少減免）は「大阪府国民健康保険運営方針における「別に定める基準」に基づく保険料減免事務運用手引き」において「減免事由発生後の一月あたり平均所得見込額と賦課の基となる年の一月あたり平均所得との比較により算出する。」とされている。

これを踏まえ所得減少後の月平均所得額と前年月平均所得額を比較していることから、源泉徴収票に記載された給与収入は加味していない。

事務取扱要領の記載が府の運用手引き及び実際の運用と異なっていることから、適切に改定する。

＜監査委員の意見＞

事務取扱要領と実際の運用が異なる運用については、申請者である市民への誤解や行政への不信感を招くことにも繋がることから、適正な事務執行に向け改善を図られたい。

問 6－2 減免申請理由が②新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少となっており、また、確認事項で新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少影響により、事業収入等が減少し保険金や損害賠償金、国や府からの給付金等が支払われた、にチェックがされている。

また、支払いがあった場合、その事実が分かる書類のコピーを添付することとなっており、当該被保険者の場合では、令和3年分の確定申告に記載された雑所得の金額で確認を取っているが、雑所得には給付金以外の諸々の所得が計上されている可能性がある。そのため本来は給付金の決定通知や通帳等による確認が必要なのではないか。

答 本件は、減免申請書に記載された給付金額と令和3年分の確定申告書に記載された雑収入金額が一致していることから、雑収入全額が給付金であると確認できる。

令和2年5月11日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等の取扱いに関するQ & Aについて」の問2-11において、「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額については、その有無を申請書に記載すること等により申告していただいた上で、該当するものがある場合に

は、帳簿や保険契約書等により確認するものと考えられる。」とあり、帳簿等として確定申告書によって給付金額を確認する運用は、同じ事務を行う大阪府後期高齢者医療広域連合と合わせていたことから、給付金額を確定申告書に記載された雑収入金額により確認したことに問題はないと考えている。

＜監査委員の意見＞

本件は、減免申請書に記載された給付金額と令和3年分の確定申告書に記載された雑収入金額が一致していることから、雑収入全額が給付金であると確認できるとの回答であるが、これはどちらも申請者の申告によるものであり、雑収入全額が給付金であると断定することは難しいと判断する。

申請者に給付金以外の諸々の所得が計上されていないか、職員一人一人が意識を持って確認するなど、適正な事務執行に努められたい。

問6-3 収入状況申告書(減免申請用)記載の令和4年3月分の収入状況のうち、経費として所得税費69万3,500円が計上されているが、減免申請をする上で当該支出を経費として算入することは問題ないか。

答 本件は申請者が申告書に所得税費を記載しているが、審査においては経費として算定していない。今後は後から検証しやすいよう審査過程を記載するよう努める。

＜監査委員の意見＞

適正な事務執行に努められたい。

問6-4 減免申請書に所得申告額に変更があった場合は減免措置の取消し又は、変更があることを了承します、と記載されているが、翌年の確定申告額を確認し、当該年中の合計所得金額の見積額との差異を確認しているか。

また、2号減免申請後、55万円以上の給与収入を得て、所得が発生しても減免申請者が窓口に出頭を失念していた場合はどうなるか。

答 翌年の確定申告額では月ごとの所得額がわからないため、審査対象とした所得減少後の月平均所得額も把握できないこととなる。このことから、本運用で問題ないことを大阪府に確認した上で変更は本人からの申告があったときとしている。

また、所得の変更は本人からの申告によるため、失念していた場合は、当初に決定した減免率と減免額から変更されない。

＜監査委員の意見＞

適正な事務執行に努められたい。

※その他の掲載していない各課への質問事項については、担当課からの説明を了とした。

VII. 監査の結果（総括）

監査の結果、歳入歳出予算及び事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理については、決裁日・施行日の消せるインクボールペンや鉛筆書き、申請書等の日付漏れ、予定価格調書の日付及び押印漏れ、暴力団排除の誓約書の日付漏れ、などが散見されるとともに、文書の管理及び保管方法についても一定の改善・修正を要する事項が見受けられた。

事務運用についても、要綱・要領等の規定と異なる運用となっている事案も見受けられたことから、運用改善を検討し適正な事務執行に努められたい。

当監査で指摘した事項は、監査対象部局だけの問題ではないことから、市全体で共有し、適切な事務処理及び持続可能で効率的・効果的な行財政運営の実現に向け、取り組まれたい。